

石川県公報

令和 7 年 9 月 12 日
第 13841 号（金曜日）
毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示		
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同) 4
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の 廃止の届出 (同) 4
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の 届出 (同)	2	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止 の届出 (同) 4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○一般競争入札の落札者等 (産業政策課) 4
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届 出 (同)	3	公 告 (文化振興課) 5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	3	選挙管理委員会
○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (同)	3	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の 請求の場合の署名者の最低数 6
		○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理 委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求 の場合の署名者の最低数 6
		○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数 6
		○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署 名者の最低数 7

告 示

石川県告示第309号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 12 日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
栗倉医院	輪島市町野町栗蔵71－1	令和 7 年 6 月 1 日
長齒科医院	小松市平面町カ186番地の 1	令和 7 年 6 月 1 日
金沢齒科医院	野々市市押野 2－198	令和 7 年 6 月 1 日
てまり山代薬局	加賀市山代温泉北部 3 丁目73	令和 7 年 6 月 1 日
アルプ薬局日吉店	小松市日吉町51	令和 7 年 7 月 4 日
おくやま内科クリニック	河北郡津幡町北中条 2 丁目31番地	令和 7 年 8 月 1 日
おかやま眼科医院	小松市沖町ソ108番地	令和 7 年 8 月 1 日
北中条おおぞら薬局	河北郡津幡町北中条 2 丁目31番地	令和 7 年 8 月 1 日

石川県告示第310号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第

49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 12 日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	指定年月日
粟倉医院	輪島市町野町栗蔵71-1	令和 7 年 6 月 1 日
長歯科医院	小松市平面町カ186番地の 1	令和 7 年 6 月 1 日
金沢歯科医院	野々市市押野 2-198	令和 7 年 6 月 1 日
てまり山代薬局	加賀市山代温泉北部 3 丁目73	令和 7 年 6 月 1 日
アルプ薬局日吉店	小松市日吉町51	令和 7 年 7 月 4 日
おくやま内科クリニック	河北郡津幡町北中条 2 丁目31番地	令和 7 年 8 月 1 日
おかやま眼科医院	小松市沖町ソ108番地	令和 7 年 8 月 1 日
北中条あおぞら薬局	河北郡津幡町北中条 2 丁目31番地	令和 7 年 8 月 1 日

石川県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の 2 の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 9 月 12 日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
能美訪問看護ステーション	能美市寺井町ぬ48番地	令和 7 年 3 月 31 日
北村歯科医院	羽咋市川原町ア65番地 2	令和 7 年 4 月 20 日
スギ薬局 七尾南店	七尾市国分町子40番地 1	令和 7 年 4 月 30 日
粟倉医院	輪島市町野町栗蔵ホ部19番地甲	令和 7 年 5 月 31 日
金沢歯科医院	野々市市押野 2-198	令和 7 年 5 月 31 日
長歯科医院	小松市平面町カ186番の 1	令和 7 年 5 月 31 日
てまり山代薬局	加賀市山代温泉北部 3-73	令和 7 年 5 月 31 日
たておか薬局	鳳珠郡能登町宇出津ム字11	令和 7 年 6 月 9 日
加賀温泉リハビリクリニック	加賀市直下町ヲ91番地	令和 7 年 6 月 30 日
園町ホームケアクリニック	小松市園町ホ118番地 1	令和 7 年 7 月 1 日
アルプ薬局日吉店	小松市栄町16番地 1	令和 7 年 7 月 3 日
おかやま眼科医院	小松市沖町ソ108	令和 7 年 7 月 31 日
金沢南クリニック	野々市市蓮花寺町 1 番地 1	令和 7 年 7 月 31 日

石川県告示第312号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第 50条の 2 の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 9 月 12 日

石川県知事 馳 浩

名 称	所 在 地	廃止年月日
能美訪問看護ステーション	能美市寺井町ぬ48番地	令和 7 年 3 月 31 日
北村歯科医院	羽咋市川原町ア65番地 2	令和 7 年 4 月 20 日
スギ薬局 七尾南店	七尾市国分町子40番地 1	令和 7 年 4 月 30 日
粟倉医院	輪島市町野町栗蔵ホ部19番地甲	令和 7 年 5 月 31 日
金沢歯科医院	野々市市押野 2-198	令和 7 年 5 月 31 日

長齒科医院	小松市平面町カ186番の1	令和7年5月31日
てまり山代薬局	加賀市山代温泉北部3-73	令和7年5月31日
たておか薬局	鳳珠郡能登町宇出津ム字11	令和7年6月9日
加賀温泉リハビリクリニック	加賀市直下町ヲ91番地	令和7年6月30日
園町ホームケアクリニック	小松市園町ホ118番地1	令和7年7月1日
アルプ薬局日吉店	小松市栄町16番地1	令和7年7月3日
おかやま眼科医院	小松市沖町ソ108	令和7年7月31日
金沢南クリニック	野々市市蓮花寺町1番地1	令和7年7月31日

石川県告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和7年9月12日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
一般社団法人 石川県医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	能美訪問看護ステーション	能美市寺井町ぬ48番地	令和7年3月31日
医療法人社団仁智会	金沢市元菊町20番1号	金沢南総合在宅ケアセンター	野々市市蓮花寺町1番地1	令和7年7月31日
医療法人社団仁智会	金沢市元菊町20番1号	金沢南ケアハウス	野々市市蓮花寺町79-1	令和7年7月31日

石川県告示第314号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和7年9月12日

石川県知事 馳 浩

指 定 介 護 事 業 者		指 定 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
一般社団法人 石川県医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	能美訪問看護ステーション	能美市寺井町ぬ48番地	令和7年3月31日
医療法人社団仁智会	金沢市元菊町20番1号	金沢南総合在宅ケアセンター	野々市市蓮花寺町1番地1	令和7年7月31日
医療法人社団仁智会	金沢市元菊町20番1号	金沢南ケアハウス	野々市市蓮花寺町79-1	令和7年7月31日

石川県告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年9月12日

石川県知事 馳 浩

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
二 又 開	二又接骨院	鳳珠郡能登町柳田礼部 5 番 8	令和 7 年 7 月 23 日

石川県告示第316号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 1 項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 12 日

石川県知事 馳 浩

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
二 又 開	二又接骨院	鳳珠郡能登町柳田礼部 5 番 8	令和 7 年 7 月 23 日

石川県告示第317号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 9 月 12 日

石川県知事 馳 浩

氏 名（名 称）	所 在 地	廃止年月日
二又接骨院	鳳珠郡能登町柳田礼部 5 番 8	令和 7 年 7 月 22 日

石川県告示第318号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条第 2 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 9 月 12 日

石川県知事 馳 浩

氏 名（名 称）	所 在 地	廃止年月日
二又接骨院	鳳珠郡能登町柳田礼部 5 番 8	令和 7 年 7 月 22 日

石川県告示第319号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和 7 年 9 月 12 日

石川県知事 馳 浩

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
エミッション測定装置 一式 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県工業試験場管理部総務課
金沢市鞍月 2 丁目 1 番地
- 落札者を決定した日
令和 7 年 8 月 19 日
- 落札者の名称及び所在地
轟産業株式会社

福井県福井市毛矢三丁目 2 番 4 号

- 5 落札金額
34,980,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 7 年 7 月 1 日

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 9 月 12 日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達件名及び数量
明治期地籍図デジタル化業務委託 一式
- (2) 仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで
- (4) 履行場所
仕様書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第581号）に基づき、令和 7 年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 石川県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務の特質を理解し、これを確実に実施することができる者であること。

3 入札説明書の配布方法等

- (1) 配布期間
令和 7 年 9 月 12 日（金）から同月 25 日（木）午後 1 時まで
- (2) 配布方法
以下の石川県立図書館ホームページよりダウンロードすること。
<https://www.library.pref.ishikawa.lg.jp/category/bid/index.html>
- (3) 入札者に要求される義務
受託者に必要な実績・技術、使用予定機器等の確認を行うため、あらかじめ 4(1)に問合せを行うこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒920-0942 金沢市小立野 2 丁目 43 番 1 号
石川県立図書館 歴史公文書・郷土資料課

電話番号 076-223-9565（ガイダンス番号 2）

(2) 入札書の受領期限

令和 7 年 9 月 25 日（木）午後 1 時（郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(3) 開札の日時

令和 7 年 9 月 25 日（木）午後 1 時

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 契約書の要否

要

(3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和 7 年 9 月 12 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,394人

石川県選挙管理委員会告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和 7 年 9 月 12 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

214,963人

石川県選挙管理委員会告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の 3 分の 1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和 7 年 9 月 12 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	123,850人
七 尾 市 選 挙 区	13,343人
小 松 市 選 挙 区	28,793人
輪 島 市 選 挙 区	6,192人
珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区	9,642人
加 賀 市 選 挙 区	17,412人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	9,133人
か ほ く 市 選 挙 区	9,977人
白 山 市 選 挙 区	30,908人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	15,070人
野 々 市 市 選 挙 区	14,881人
河 北 郡 選 挙 区	17,514人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	5,180人
鹿 島 郡 選 挙 区	4,677人

石川県選挙管理委員会告示第105号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和7年9月12日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

214,963人

